

大牟田市告示第20号の4

公示送達について

次の者は、住所等不明のため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び大牟田市市税条例（昭和25年条例第33号）第11条の規定により公示する。

なお、当該書類は、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和8年7月7日

大牟田市長 関 好 孝

1 送達書類

差押解除通知書

2 書類の送達を受けるべき者

有限会社 西日本土地開発